

平成18年 6月 8日

株 主 各 位

東京都港区西麻布一丁目 2 番24号

株式会社メッツ

代表取締役社長 藤 原 正 也

第18回定時株主総会決議ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第18回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項
- 1 第18期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
本件は、上記計算書類の内容について報告いたしました。
 - 2 第18期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記連結計算書類の内容および連結計算書類監査結果について報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第18期利益処分案承認の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、利益配当金は1株につき300円と決定されました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。定款の変更理由および変更内容は次のとおりであります。

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更などの所要の変更を行うものであります。
- (2) 公告の方法について、周知性の向上および経営の合理化を図るため、現行定款第4条(公告の方法)につき所要の変

更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

- (3) 「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)にもとづき、株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にすると共に株主への周知を図るため、現行定款第13条(議決権の代理行使)に代理人の員数を規定するものであります。
- (4) 「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が施行されたことに伴い、定款に定めを設ければ、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部または全部の情報を株主に提供したものとみなされますので、安価で情報を十分に掲載できる方法として、第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5) 「会社法」(平成17年法律第86号)の施行により、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略することができるようになりましたので、緊急時および議案の内容に応じて臨機応変な対応を可能とするため、現行定款第21条(取締役会の決議方法)に第2項を新設するものであります。
- (6) その他、規定の新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変更前定款	変更後定款
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>
<p>(商号) 第1条</p> <p>(目的) 第2条</p> <p>(本店の所在地) 第3条</p>	<p>(商号) 第1条</p> <p>(目的) 第2条</p> <p>(本店の所在地) 第3条</p>
<p>(省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(機関)</p>
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>第4条 当社は、株主総会および取締役の <u>ほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p>
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>975,600株とする。</u> (新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>975,600株とする。</u> (株券の発行) 第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u> (自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

変更前定款	変更後定款
<p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿および端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿および端株原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿および端株原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類および株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する取扱いならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

変更前定款 第3章 株主総会	変更後定款 第3章 株主総会
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会は、<u>営業年度</u>末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、<u>事業年度</u>末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第13条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

変更前定款	変更後定款
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第15条 当社の取締役は、7名以内とする。</p>	<p>第19条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任方法)</p>	<p>(取締役の選任方法)</p>
<p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第20条 (現行どおり)</p>
<p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p>
<p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p>
<p>第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p>	<p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p>
<p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>2 取締役会は、<u>その決議によって</u>、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>
<p>第19条 取締役会は、法令に別段定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>
<p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>2 (現行どおり)</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 取締役会における議事の経過の要領および結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第25条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第28条 監査役は<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を<u>開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第31条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を<u>開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(報酬)</p> <p>第33条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第35条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は<u>その支払義務を免れる。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第37条 監査役報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を<u>することができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は<u>その支払義務を免れる。</u></p>

第3号議案 取締役4名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、藤原正也、山口晃司の2氏が再選、高橋祐輔、天笠勝の2氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、渡邊守氏が選任され、就任いたしました。

なお、渡邊守氏は社外監査役であります。

以 上

なお、本定時株主総会終了後開催の取締役会におきまして、代表取締役社長に藤原正也氏が再選、専務取締役に高橋祐輔氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第18期利益配当金のお支払について

第18期利益配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」によりお支払いいたしますので、払い渡し期間内（平成18年6月9日から平成18年7月10日まで）にお近くの郵便局でお受け取りくださいますようお願い申し上げます。既に銀行振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を同封いたしましたので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

電子公告制度の導入について

当社は、電子公告を採用することとし、本定時株主総会において定款第5条（公告方法）を変更いたしました。これに伴い、原則として今後の公告につきましては、当社のホームページ（http://www.metscorp.co.jp/ir_koukoku.html）に掲載することといたしましたので、お知らせいたします。

以上

